

第 1 1 4 回定時株主総会招集ご通知に際しての  
法令および定款にもとづくインターネット開示事項

「業務の適正を確保するための体制  
および当該体制の運用状況の概要」

連結計算書類の

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

計算書類の

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

京福電気鉄道株式会社

事業報告のうち上記の内容につきましては、法令および当社定款第 17 条の規定にもとづき  
インターネット上の当社ウェブサイトに掲載し、提供しております。

(当社ウェブサイト <https://www.keifuku.co.jp/>)

## **業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要**

### **1. 業務の適正を確保するための体制**

当社およびグループ各社が「業務の適正を確保するための体制」を推進するため、次のとおりの取組みを行っております。

#### **(1) 当社およびグループ各社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

- ① 当社およびグループ各社が進むべき道筋や行動の基本方針を役職員全員が共有するため、「経営理念」、「行動憲章」等を公表し、当社およびグループ各社が法令および定款にもとづいた事業活動を適正かつ継続的に行うため、その周知徹底と推進に努めております。
- ② 「コンプライアンス活動委員会」を設置し、当社およびグループ各社に対し不正事案等の速やかな報告体制を構築し、法令違反の未然防止および再発防止を図っております。
- ③ 当社は、取締役および使用人に法令および定款ならびに社会規範を遵守し、高い倫理性を保ち責任ある判断と行動をとることを要請し、その方針を「役員規程」ならびに「組織規程」に定めております。
- ④ 全社的に影響をおよぼす重要事項については、慎重かつ多面的な検討を要するために、「取締役会」「常務会」「政策会議」などの会議を開催し、関係法令に適合していることを確認するとともに、財務情報をはじめとする企業情報の信頼性を確保するために、審議を尽くしております。
- ⑤ 法令遵守の意識向上を図るべく、弁護士、公認会計士などの外部専門家より教育、助言を受け、自ら法令遵守に努めるとともに、反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応するほか、社内各部署に随時その基本理念ならびに法令遵守の必要性を徹底しております。
- ⑥ 財務報告に係る内部統制については、グループ各社の経理担当者と日常的に連携を保つとともに、連結財務諸表作成に際して連絡会を開催して留意事項などを周知するほか、グループ各社を含む業務の文書化、評価を進めるなど、その整備を進めております。
- ⑦ 当社およびグループ各社の役職員を対象に内部通報制度の「京福ホットライン」を開設しており、通報を受けた情報につき事実関係の調査を行い、当社およびグループ各社に必要な対策を講じさせております。

#### **(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

「株主総会」および「取締役会」等各種会議の議事録等の関係資料、重要な契約書類、稟議書類、会計帳簿等、取締役の職務の執行に関する文書その他の情報については、別途定める「文書管理規程」にもとづき、保存、管理しております。

### **(3) 当社およびグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

①顧客ならびに当社およびグループ各社の役職員等に関し発生する危機について、これを予防するとともに、発生の際の被害を最小限に止めるための指針およびその他必要な事項を「危機管理規程」に定め、各部署は、必要に応じ、これにもとづいた具体的対処方法を決定しております。

②特に鉄軌道事業部署およびバス事業の主要会社においては、法令に定める「運輸安全マネジメント制度」にもとづき、輸送の安全を確保するための、運営の方針に関する事項や、実施・管理する体制や方法の事項等を「安全管理規程」で制定し、取り組んでまいります。

③情報セキュリティに関しては、管理部内に担当役員を責任者とした情報セキュリティ管理チームを設け、ルールの方策や緊急時の対応などの対策を講じております。また、環境管理の分野に関しては、環境管理責任者を置き、「KES・環境マネジメントシステム・スタンダードステップ2（※）」に適合した環境マネジメントシステムを実施しております。

（※京都議定書の発祥地、京都を拠点とする特定非営利活動法人 KES 環境機構が認証する「環境マネジメントシステム」の規格。）

### **(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

①当社組織は「管理部」「鉄道部」「不動産事業部」「監査室」により構成し、それぞれの組織に統括責任者を置くことにより、各々独立した指揮命令系統にもとづき、チェックアンドバランスの機能を働かせ、迅速かつ効率的な意思決定ならびに業務執行を行っております。

②別途定める「役員規程」ならびに「組織規程」に規定する、取締役および使用人の職務分掌、指揮命令関係にもとづき効率的な業務執行を行っております。

③中期経営計画として、経営方針、現状認識、業務課題ならびに数値目標等を設定したものを公表するとともに、進捗状況についても取締役会に報告を行い、適宜開示を行っております。

### **(5) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

①親会社である京阪ホールディングス株式会社と別途定める「協定書」を締結することにより、経営の効率性の向上と法令遵守および危機管理体制を整備し、財務情報を含む企業情報の信頼性を確保するなど、企業集団としての内部統制制度の適正な構築を行っております。

②当社およびグループ各社の内部統制制度を適正に構築するため、別途定める「子会社管理規程」にもとづき、グループ各社の経営管理目標を明確にするとともに、グループ各社における遵守事項および報告事項を定めております。

- ③グループ各社の代表取締役と定期的な情報交換を行うため、「グループ社長会」を開催し、各社の適正な業務執行の状況を確認しております。
- ④グループ各社の監査役から定期的に会計ならびに業務執行に関する監査状況の詳細について、文書による報告を受け、グループ各社の財務ならびに業務執行の適法性を確認しております。
- ⑤監査室は、別途定める「監査規程」にもとづき、当社およびグループ各社において業務運営の状況把握ならびにその改善を図るために、定期的に業務内容について内部監査を行い、その結果にもとづく是正、改善への助言、提案を行っております。
- ⑥管理部（内部統制担当）は、別途定める「職務分掌」にもとづき、当社およびグループ各社において業務運営の状況把握ならびにその改善を図るために、定期的に業務内容について指導を行っております。
- ⑦グループ各社は、中期経営計画を策定し、経営方針、現状認識、業務課題ならびに数値目標等を設定し、業績達成の報告とともに効率性分析を定期的に行い、「取締役会」に報告しております。

#### **(6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制**

監査役の監査を補助する使用人（監査役スタッフ）は、監査室に所属する者の中から兼任させております。

#### **(7) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項**

- ①監査役は、当該スタッフの人事異動ならびに考課について、取締役と意見交換を行っております。
- ②監査役は、当該スタッフに対し、業務補助を行うよう指示できるようにしております。

#### **(8) 当社およびグループ各社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ①監査役は、「取締役会」等の会議に出席し、また、稟議等の重要書類を閲覧することにより、経営の意思決定、業務の実施状況の把握をし、取締役および使用人の職務執行が法令および定款に違反し、あるいは、会社に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがあるときは、意見を述べ、必要な助言、勧告を行っております。
- ②当社およびグループ各社の取締役および使用人は、監査役または監査役会の求めに応じて、その職務の執行に関する事項について説明または報告を行っております。
- ③監査室は、内部監査の結果を監査役または監査役会に報告しております。
- ④監査役に報告をしたことを理由として当該報告者に対して不当な取扱いを行わないようにしております。

## **(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ①監査役は、会計監査人から会計監査の報告を受けるとともに、定期的に意見交換を行うなど、緊密な連携に努めております。
- ②監査役および監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識を図っております。
- ③監査役は、監査室と共同で往査を実施するなど緊密な連携を保っております。
- ④監査役は、グループ各社の監査役に対し監査計画および監査報告書を提出させ、その内容を検討するとともに、連携を図っております。
- ⑤監査役および監査室にて、グループ各社の監査役に対し研修を行い、監査役としての知識とスキルの向上を図っております。
- ⑥監査役の職務の執行による費用は、監査役の要請にもとづいて必要な予算措置を講じております。また、監査役の請求がある場合は、当社は速やかに処理することとしております。

## **2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、グループ各社と必要な連携をとりながら、業務の適正を確保するための体制の整備と運用を実施しており、当年度における主な運用状況は次のとおりです。

### **(1) 職務の執行について**

「取締役会」を毎月1回開催し、各議案については先だって「常務会」「政策会議」による多方面の審議を経て取締役会に付議しております。さらに、「取締役会」では、社外取締役による審議・業務執行の状況等の監督のもと、迅速かつ効率的な意思決定を行うとともに、実効性の向上を図りました。

### **(2) コンプライアンスおよびリスク管理等に関する取組みについて**

- ①財務報告に係る内部統制について、「グループ連絡会」を四半期ごとに開催し、会計処理や法務事例等の課題を説明することで、内容周知などに努めました。
- ②グループ各社社長と定期的な情報交換を行うため「グループ社長会」を3回開催し、グループ各社の業務執行状況の確認を行いました。
- ③グループ会社では、「グループ会社承認および報告事項」に則り、重要事項については、当社の事前承認を得るとともに、「常務会」および「取締役会」等で報告を行いました。
- ④グループでの迅速な情報共有および意思決定を図るため、グループ共通のプラットフォームを整備し稟議の電子化やワークフローの統一を進めました。

- ⑤経営陣自らが、当社およびグループ各社の全役職員を対象にした対話型の研修（オフサイトミーティング）を実施し、「京福グループ経営理念・行動憲章」の周知と啓発に努めました。また、当社およびグループ各社の主たる役職員を対象に弁護士である社外取締役によるハラスメント防止のためのセミナーを実施し、コンプライアンス意識の向上に努めました。
- ⑥2019 年度を当社およびグループ各社の教育元年と位置づけ、新たな教育計画を策定し計画に沿って実施しました。2020 年度は、「監督職のスキルアップ」「コンプライアンスへの取組み」「安全への取組み」を重点的に実施する予定です。
- ⑦2019 年 6 月 20 日に 2019 年度からスタートする「京福グループ中期経営計画 2023（2019 年度～2023 年度）」を公表しました。
- ⑧鉄軌道事業部署およびバス・タクシー事業の各社において、公共交通機関の最大の使命である輸送の安全を確保するため、「運輸安全マネジメント」の進捗管理のための統一様式を整備し、グループ間での共通認識を強化しました。
- ⑨鉄軌道事業部署およびバス・タクシー事業の各社に対し、監査室による「運輸安全マネジメント制度」にもとづく内部監査を実施し、安全管理体制を継続的に改善するとともに、要員教育や安全に関する投資等、さまざまな取組みを行いました。
- ⑩当社およびグループ各社において、適正な労働時間の管理に取り組みました。
- ⑪発生したコンプライアンス違反事案については、原因や背景を検証したうえで、当社およびグループ各社に水平展開し、再発防止に取り組みました。

### **(3) 内部監査について**

監査室は、リスク評価にもとづき選定した監査先に対し、当年度に係る監査計画にもとづく内部監査を実施するとともに、その結果を「取締役会」「監査役会」に報告しました。なお、監査結果については、モニタリングを実施するなど継続した取組みを行いました。

### **(4) 監査役について**

- ①監査役は、「取締役会」および「常務会」、その他主要な会議に出席し、取締役から業務執行状況について必要な報告を受けました。
- ②監査役は、「監査役会」と代表取締役との意見交換を行ったほか、社外取締役とともに取締役へのヒアリングを実施し、その職務の執行について意見交換を行いました。

以上

## 連結株主資本等変動計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	百万円 1,000	百万円 291	百万円 5,511	百万円 △19	百万円 6,783
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△39		△39
親会社株主に帰属 する当期純利益			198		198
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社株式の取得 による持分の増減		3			3
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	3	158	△0	161
当 期 末 残 高	1,000	295	5,669	△20	6,945

	その他の包括利益累計額		非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	百万円 53	百万円 53	百万円 683	百万円 7,520
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△39
親会社株主に帰属 する当期純利益				198
自己株式の取得				△0
連結子会社株式の取得 による持分の増減				3
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△0	△0	38	38
当 期 変 動 額 合 計	△0	△0	38	199
当 期 末 残 高	52	52	722	7,720

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 注 記 表

## ① 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 8社

主要な連結子会社の名称：京都バス㈱、京福バス㈱、三国観光産業㈱

- (2) 非連結子会社はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社および関連会社が存在しないため、該当する事項はありません。

### 3. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

販売土地及び建物

個別法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等にもとづく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として、定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

機械装置及び運搬具 2～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。



## リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に充てるため、支給見込額により計上しております。

#### 役員退職慰労引当金

連結子会社の一部において、役員退職慰労金の支出に備えて、内規にもとづく期末要支給額を計上しております。

### (4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

#### ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

#### ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

(ヘッジ対象)

借入金の利息

#### ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

#### ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの想定元本、利息の受払条件（利子率、利息の受払日等）および契約期間がほぼ同一であり、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため有効性の評価を省略しております。

#### 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、連結子会社の一部において、従業員の退職金の支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込み額にもとづき計上しております。

#### 国庫補助金等の処理方法

鉄軌道事業において地方公共団体等により工事費の一部として国庫補助金等を受けており、国庫補助金等相当額は直接減額せず、工事完成時に取得原価で計上しております。

また、バス事業において設備購入補助のための国庫補助金等を受けておりますが、国庫補助金等相当額は直接減額せず、国庫補助金等により取得した資産を取得原価で固定資産に計上しております。

#### 繰延資産の処理方法

社債発行費については、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

### ② 連結貸借対照表に関する注記

#### 1. 担保に供している資産および担保に係る債務

##### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	2,543 百万円
機械装置及び運搬具	506 百万円
土地	105 百万円
その他	<u>108</u> 百万円
計	<u>3,264</u> 百万円

##### (2) 担保に係る債務

短期借入金	279 百万円
長期借入金	<u>1,151</u> 百万円
計	<u>1,431</u> 百万円

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 17,923 百万円

#### 3. 固定資産の取得原価から直接減額された国庫補助金等圧縮記帳累計額 2,168 百万円

### ③ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数  
普通株式2,000,000株

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

2019年6月20日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額	39百万円
1株当たり配当額	20円00銭
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月21日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	39百万円
1株当たり配当額	20円00銭
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月24日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

#### ④ 金融商品に関する注記

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、社債の発行および銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

##### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
	百万円	百万円	百万円
(1) 現金及び預金	994	994	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,019	1,019	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	191	191	—
(4) 短期借入金	1,990	1,990	—
(5) 1年以内償還社債	19	19	—
(6) 未払金	1,408	1,408	—
(7) 長期借入金（1年以内返済予定額を含む）	6,031	6,053	21
(8) デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

##### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

##### (4) 短期借入金、(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (5) 1年以内償還社債

社債の時価については、変動金利により短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

##### (7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額56百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

**⑤ 賃貸等不動産に関する注記**

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、京都市その他の地域において、賃貸等不動産を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
百万円	百万円
7,425	11,329

(1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」にもとづいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

**⑥ 1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額	3,520円20銭
1株当たり当期純利益	99円74銭

**⑦ 重要な後発事象**

該当事項はありません。

**⑧ 追加情報**

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、訪日外国人の減少だけでなく外出の自粛要請による出控え等により国内消費は大きく減少しております。このような状況のなか、2020年4月7日に政府より「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発令されたことにより、鉄軌道事業や貸切バス事業など運輸業で観光利用のお客さまがさらに減少しているほか、レジャー・サービス業でのホテルの稼働率の低下が続き、翌連結会計年度の当社グループの業績に重要な影響が見込まれます。

## 株主資本等変動計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利 益 剰余金 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計		固定資産 圧縮積立金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	百万円 1,000	百万円 270	百万円 270	百万円 46	百万円 1,556	百万円 1,277	百万円 2,879
当 期 変 動 額							
剰余金の配当						△39	△39
当期純利益						5	5
固定資産圧縮積立金の積立					99	△99	-
固定資産圧縮積立金の取崩					△66	66	-
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	33	△67	△34
当 期 末 残 高	1,000	270	270	46	1,589	1,209	2,845

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	百万円 △19	百万円 4,131	百万円 28	百万円 28	百万円 4,159
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△39			△39
当期純利益		5			5
固定資産圧縮積立金の積立		-			-
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			3	3	3
当期変動額合計	△0	△35	3	3	△31
当 期 末 残 高	△20	4,095	32	32	4,128

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### ① 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等にもとづく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

販売土地及び建物

個別法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

貯蔵品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

鉄軌道事業固定資産

定率法を採用しております。(ただし、鉄軌道事業における取替資産については、定率法による取替法)

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

機械装置 9～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

未収金、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に充てるため、支給見込額により計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費については、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

(ヘッジ対象)

借入金の利息

ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの想定元本、利息の受払条件（利子率、利息の受払日等）および契約期間がほぼ同一であり、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため有効性の評価を省略しております。



(3) 国庫補助金等の圧縮記帳処理の方法

鉄軌道事業において地方公共団体等により工事費の一部として国庫補助金等を受けておりますが、国庫補助金等相当額は直接減額せず、工事完成時に取得原価で計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

**② 貸借対照表に関する注記**

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

鉄軌道事業固定資産 3,264 百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金 279 百万円

長期借入金 1,151 百万円

計 1,431 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,393 百万円

3. 事業用固定資産

有形固定資産 11,860 百万円

土地 4,300 百万円

建物 4,597 百万円

構築物 2,083 百万円

車両 483 百万円

機械装置 260 百万円

工具器具備品 131 百万円

リース資産 3 百万円

無形固定資産 50 百万円

4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

未収収益 16 百万円

短期借入金 192 百万円

未払金 9 百万円

5. 固定資産の取得原価から直接減額された国庫補助金等圧縮記帳累計額

1,931 百万円

### ③ 損益計算書に関する注記

1. 営業収益	2,830 百万円
2. 営業費	2,428 百万円
運送営業費及び売上原価	1,121 百万円
販売費及び一般管理費	612 百万円
諸税	200 百万円
減価償却費	494 百万円
3. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	495 百万円
営業費	115 百万円
営業取引以外の取引による取引高	33 百万円

### ④ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	12,019 株
------	----------

### ⑤ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金および減損損失であります。

なお、評価性引当額は、222百万円であります。

また、繰延税金負債の発生の主な原因は、子会社合併差益および固定資産圧縮積立金であります。

### ⑥ 関連当事者との取引に関する注記

#### 1. 親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
		%			百万円		百万円
親会社	京阪ホールディングス株式会社	被所有 直接 43.48	借入金の保証 予約	債務保証(予約) (注)	815	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 当社は、銀行借入の一部に対して京阪ホールディングス株式会社より債務保証(予約)を受けております。

なお、保証料の授受は行っておりません。

## 2. 子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	三国観光産業 株式会社	所有 直接 85.24 %	賃貸借取引 役員の兼任	施設の賃貸(注)	百万円 387	未 収 収 益	百万円 16

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 施設の賃貸については、協議の上、賃貸料を決定しております。

### ⑦ 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,076円59銭
1株当たり当期純利益	2円59銭

### ⑧ 重要な後発事象

該当事項はありません。

### ⑨ 追加情報

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、訪日外国人の減少だけでなく外出の自粛要請による出控え等により国内消費は大きく減少しております。このような状況のなか、2020年4月7日に政府より「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発令されたことにより、嵐山線など運輸業のお客さまがさらに減少しているほか、駅ビル店舗等で休業や時間短縮を拡大していることから、翌事業年度の当社の業績に重要な影響が見込まれます。